

建設業法改正による「解体工事業」新設に伴う、入札参加資格の認定について

建設業法改正により「とび・土工工事業」から分離し「解体工事業」が新設されたことに伴い、10月3日よりかながわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という）の入札参加認定申請において、「解体工事」の業種申請が可能となることから、次のとおり取り扱いたします。

1．解体工事への申請について

電子入札システムへ「解体工事」を業種申請できるのは、「解体工事業」の建設業許可を得ている事業者が対象となります。

2．経過措置期間内の「とび・土工工事業」許可業者について

「とび・土工・コンクリート」の資格認定を受けた建設業者のうち、改正法の経過措置に該当する建設業者は、経過措置期間中（平成31年5月31日まで）「解体工事の請負」の資格認定を受けた者とみなします（以下「みなし業者」といいます）。なお、入札参加資格者名簿に新たに「解体工事」の資格認定者として登録はされません。

3．入札参加資格について

条件付一般競争入札や指名競争入札において解体工事を発注するとき、電子入札システムの代表種目は「解体工事」で発注します。みなし業者が解体工事へ入札参加する際、電子入札システムにて参加資格が無い旨の警告メッセージが表示されることがありますが、警告メッセージを無視し、参加手続を継続してください。

4．建設業許可通知書の写しの提出について

「とび・土工工事業」の許可業者が、解体工事において落札決定する場合、建設業許可通知書の写しを提出していただき、許可日などを確認いたします。

5．主観点について

平成26・27年度に完成した工事のうち、「とび・土工・コンクリート」で受注した解体工事については、平成29・30年度競争入札参加申請においては、「とび・土工・コンクリート」の工事成績として配点します。

6．その他

建設業法の施行日（平成28年6月1日）以降、新規に「とび・土工工事業」の許可を得た建設業者は、みなし業者に該当しませんので、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を行うことはできません。また、「解体工事」の許可を受けた場合、電子入札システムの「解体工事」に登録がないと入札に参加できませんのでご注意ください。

解体工事業にかかる取り扱いはかながわ電子入札共同システムホームページ（http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/pdf/kensetsugyo_kaisei.pdf）もあわせてご覧ください。